

閱覽用

令和4年 第12回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年12月5日  
神崎市農業委員会

和4年12月第12回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年12月5日（月）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 3階大会議室

3 出欠者の状況

出席委員 10名

欠席委員 3名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	出
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	欠
8	委員	野副高司	欠
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	欠
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

4番 宮地恆代委員 5番 中原和之委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 10件

議案第4号 非農地通知の発出について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
3件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

事務局長

皆様、おはようございます。新型コロナウイルス感染症も再拡大傾向を迎えつつありますが、皆さまには健康にご留意いただき本総会にご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

本日も、円滑な議事の進行などについてのご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第12回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

総会前の時間において、県農業会議の武藤次長より農業者年金の加入推進について話を伺ったところですが、これも皆様方にご理解、ご足労いただきますが、ぜひ推進していただきたいということで、ご協力をお願いいたします。

私は11月30日、12月1日と全国会長会議ということで上京させていただきました。

要望事項としましては、全国的な問題ですが、今、第一次産業が悪い状態にあると。肥料とか軽油の税金対策などなどもっと幅広い国の助成措置をお願いできないかとか、国に要請をかけたんですけども。

その時ですが、栃木県の方でしたか全国の女性農業委員会の代表者の方が講演されて、女性の農業委員をもっともっと増やしましょうという話でした。全国農業会議所の話しでも、たぶん3年後には全国的にも女性の農業委員が3割を占めるようになっていような要望もありました。

それぞれの地域の中で、農業をはじめとした第一次産業が非常に困ったことになっているという状況は間違いないことなんですね。

また、私の隣に島根県内の農業委員会の会長さんがいらしたので話をしたんですが、もう中山間地域の農業は持ちこたえられんよということをはっきり言われましたね。島根県も山があって中山間地域が多いんですが、その地域からどんどん人が離れていく。子供たちは街へ出て行って人口減少と高齢化が進む。それでも農地を守れ守れって言うけど守れるもんかっていうことで、それは佐賀県でも同じですよっていう話をしたところなんです。全国的に中山間地域をどうやっていくかということが大変な問題となっているんです。

少し話が長くなり申し訳ありませんでしたが、只今から令和4年 第12回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

#### 事務局長

会長ありがとうございました。

本日の出席委員は10名です。

7番 重松委員、8番 野副委員、11番 島崎委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

#### 事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

#### 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

##### ○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、4番 宮地委員と5番 中原委員を指名します。

よろしく申し上げます。

#### 議長

##### ○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

## 議 長

### ○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第4号までの、4議案の16件です。

報告は、第1号の3件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

## 議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 農地法第5条関係)

## 議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町西小津ヶ里 字〇〇 〇〇番の田1筆の2、322㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和3年8月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断いたします。

また、転用許可基準につきましては、住宅などで集落に接続して設置されるものに該当いたします。

位置図などにつきましては、2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の3番嘉村委員のご意見を申し上げます。

### 3番 嘉村委員 【地区担当委員の意見】

3番の嘉村です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の太田、増田推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

ただ、位置図をご覧のとおり、申請地は四角形の圃場整備された優良農地で、近くには住宅地もありますがまだ農地もありますので、この辺の農地全てが宅地分譲されるというなら仕方ないですが、このように少しずつ農地転用されるのはどうかなと個人的には思いがあります。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

### 議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑が無い模様)

### 議 長

質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

### 議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

### 議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

### 議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】**

申請番号2番、申請地の所在は神埼町本告牟田 字〇〇 〇〇番の外1筆の、畑1筆、田1筆の計 181.56㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断いたします。

また、転用許可基準につきましては、申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当いたします。

位置図などにつきましては、4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。申請番号2番について、地区担当委員の6番貞島委員のご意見をお願いします。

**6番 貞島委員 【地区担当委員の意見】**

6番の貞島です。1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の中原推進委員や申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑が無い模様)

**議 長**

質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

それでは質疑なしですね。ありがとうございます。質疑なしと認め、

質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。 全員賛成であります。  
よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

**議 長**

次に、議案書の6ページをお願いします。  
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。  
事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】**

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

いずれの申請も、権利の内容は所有権の移転であります。

1番につきましては、農業者が自宅に隣接する申請農地を不在地主より無償で譲り受けるものであります。

位置図を7ページに添付しております。

2番につきましては、譲り渡し人名義の遠隔地にある申請農地をその地区の担い手農業者が売買により譲り受けるものであります。

位置図を8ページに添付しております。

3番につきましては、農業者が自宅に隣接する申請農地を無償で譲り受けるものであります。

位置図を9ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑が無い模様)



議 長

質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。  
よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】**

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規1件、再設定5件の計6件。 内訳は、田25筆の 42, 149 m<sup>2</sup>

千代田町、新規1件、再設定3件の計4件。 内訳は、田8筆の 19, 382 m<sup>2</sup>

神埼市の合計は10件。 内訳は、田33筆の 61, 531 m<sup>2</sup>となつ

ております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

**議 長**

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの、農用地利用集積計画、神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】**

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸付人、借受人、そして利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、田2筆の 6, 790㎡であります。

説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑が無い模様)

**議 長**

質疑なしでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

次に、議案書 3 ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局** 【議案第 3 号、議案書を基に説明】

議案書 3 ページから 5 ページになります、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、5 ページにございます、田 2 3 筆の 3 5, 3 5 9 m<sup>2</sup>であります。説明は以上です。

**議長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑が無い模様)

**議長**

質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

**議長**

次に、議案書 6 ページの、農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局** 【議案第 3 号、議案書を基に説明】

議案書 6 ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田 2 筆の 5, 6 3 4 m<sup>2</sup>であります。

説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑が無い模様)

**議 長**

質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

**議 長**

次に、議案書7ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】**

議案書7ページから8ページになります、千代田町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、8ページでございます、田6筆の 13, 748㎡  
であります。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑が無い模様)

**議 長**

質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 非農地通知関係)

**議 長**

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第4号 非農地通知の発出について説明します。

これは、非農地化を判断した荒廃農地において、土地所有者などより非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、あらためて非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものです。

今回、非農地通知する土地については、1ページにあります、

対象地一覧表は、左より申請者、土地の所在、地番、地目は農地台帳、登記簿及び現況をそれぞれ表記し、その後に登記面積と現況面積となっております。

地目は畑、現況は山林の 1筆 3, 398㎡であります。

位置図等については2ページを、現況写真は3ページに添付しておりますのでご確認ください。

現地は、既に山林化していることを確認しました。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(5番 中原委員挙手、議長指名)

## 5番 中原委員

ここは、随分前に植林されているようです。遊休農地調査では私たちも山林だと思っていましたし、この土地を知っている人は、みんな何で畑地目のままだったんだろうねと言っているくらいです。以上です。

### 議長

他にご質疑ありませんか。

(質疑が無い模様)

### 議長

質疑なしでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

### 議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

### 議長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

### 議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

### 事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、この後は、農地の売買や農地転用などが予定されており

ます。

なお、今回の総会において、農地法に基づく農地転用や所有権の移転の許可申請や、利用権設定再設定の申出がなされており、本総会にて審議、許可等していただきました。 報告は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑が無い模様)

**議 長**

質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 報告第1号については以上で終わります。

**議 長**

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和4年 第12回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

10時 閉 会